

議案第108号

東近江市立八日市北こどもの家の指定管理者の指定につき議決を 求めることについて

東近江市立八日市北こどもの家の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市立八日市北こどもの家	滋賀県東近江市昭和町1095番地1 特定非営利活動法人ゆりかごネット	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで